**住戸内作業が含まれる工事の実施方法について**

居住中住戸での作業については、以下により、工事前にお知らせビラの掲示等をおこない、居住者に延期又は一部中止等も承ることを周知した上で、居住者住戸への訪問等を実施すること。

**居住中住戸での工事における注意事項**

居住中の住戸への出入りを伴う工事等については、次の記載例を参考に、事前に掲示等し、居住者に延期又は一部中止等も承ることを周知した上で、居住者住戸への訪問等を実施すること。

その場合において、居住者から延期の申し出があった場合で、請負代金額の変更又は工期の延長等が生じる場合は、監督員と協議すること。

|  |
| --- |
| ≪お知らせビラ内容（記載例）≫・　今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当該工事においても、感染拡大の防止のため、石鹸やアルコール消毒液などによる手洗いや正しいマスクの着用を含む咳エチケット等の基本的な感染対策及び作業従事者の体調管理の徹底等を実施しております。・　当該工事では、〇〇〇〇という作業（※）を実施する予定です。当作業にあたる作業員につきましては、上記感染症対策の実施及びマナーの遵守について指導を徹底致しますが、作業について当面の間の延期等を希望されるお客様がございましたら、作業の実施について調整させて頂きたいと思いますので、以下の連絡先までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 |

※　玄関扉の塗装や窓建具のアルミ化工事、バルコニーに入っての作業等、お客様と接触又は接触の恐れのある作業を想定。なお、工事の内容に応じて個別対応の連絡をするものとする。

**１　訪問前の事前確認等**

受注者等は、訪問前（前日又は当日（事前の連絡がつかない場合は訪問時でも可））に居住者へ(１)から(５)の説明を行い、作業の可否について確認を行うこと。その際に、居住者から体調不良の申し出や、延伸及び中止等の申し出があった場合は、日程の再調整等の対応を行うとともに、その対応者と作業従事者が異なる場合においては、作業従事者に居住者の申し出内容を確実に申し送ること。

なお、住戸内での工事等の実施が、居住者又は作業従事者の健康を害する恐れがあると判断できる場合には、工事の実施・継続について、監督員と協議を行うこと。

(１)　毎日の体調管理を実施している作業従事者が訪問すること。

(２)　作業従事者は、手洗い、マスク着用を含む咳エチケットを励行していること。

(３)　作業には、原則、手袋を着用し、素手で触れる部分は当該部位にアルコールや次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を実施すること。

(４)　居住者にも、換気やソーシャルディスタンスの確保等について協力をお願いすること。

(５)　訪問時には、居住者（対応者及びその同居人）の体調確認も実施させて頂き、体調不良時等は、作業の延伸等をお願いする場合があること。

**２　訪問時の確認等**

作業従事者は、住戸内での作業開始前には、(１)及び(２)の確認を行うこと。その確認の結果、住戸内での工事等の実施が、居住者又は作業従事者の健康を害する恐れがあると判断される場合は、居住者に対し、作業の延伸を申し出ることとする。

(１)　作業従事者は、自身の「体調管理シート」（参　考参照）等を掲示すること等により、居住者の確認を得る。

(２)　作業場所に応じて、住戸内換気の実施やソーシャルディスタンスの確保について、協力をお願いする。

**３　作業中・作業完了時の対応**

作業従事者は、作業中及び作業完了時には(１)及び(２)を実施する。

(１)　作業には、原則、手袋を着用するものとし、素手で触る場合は、作業部位を作業の前後においてアルコール消毒等を実施すること。

(２)　マスク着用を含む咳エチケットを励行し、複数人での作業が必要な場合にあっては、不要な会話は慎むこと。

**４　その他**

上記１及び２の対応により、居住者が新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者に該当すると考えられる場合は管轄の住まいセンターにも共有すること。

以　上

参　考

